

第2次瑞浪市人権施策推進指針（素案）への意見等

no.	頁	分野等	ご意見・ご質問	対応
1	1	指針改定にあたって	「1 指針改定の趣旨」の3行目、「効果的に具現化するための」とあるが、「効果的に具体化するための」としてはどうか。	「瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）」第1章の「計画策定の趣旨」より、現指針と行動計画の関係性を説明した文章を引用しているため、このままとします。
2	1	指針改定にあたって	「2 基本的な考え方」の5行目、「基本的人権の享有」とあるが、「基本的人権の享受」としてはどうか。	「日本国憲法」の第11条において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と表記されていますので、このままとします。
3	4	人権施策の推進	差別の概念には、直接差別、間接差別、複合差別等、様々ある。また、女性差別については、根強いものがある。（参照：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）第2章に追記してはどうか。	「第2章 人権施策の推進」においては、人権全般について簡潔かつ平易な表記にてまとめ、各種差別を含む人権問題の詳細については、続く「第4章 人権教育及び啓発等に関する具体的な施策と内容」において示しています。
4	11	共通項目	“◇行政（市）が取り組むこと◇”の3行目、「市民相談体制の強化等」を、「市民相談体制の周知と強化等」としてはどうか。	「市民相談体制の強化と周知等に努め、人権問題の対応についての充実を図ります。」とします。
5	12	女性	近年は女性に限ったことではなくなってきたと思う。「女性」と限定しない分野名称にした方がいいのではないか。	P13の図表5「各分野における男女平等意識」では、8項目中7項目において「男性優遇」の割合が最も高くなっていることが分かります。瑞浪市における男女共同参画の意識醸成のため、「女性」に関する人権問題を一つの分野としています。
6	12	女性	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントにより、働きづらくなる問題も多くなっている。	P16の表、「項目」の3つ目、「働きやすい環境づくりの推進」内、「具体的事業」の下から2つ目に「ハラスメントの防止」に、次のとおり記載します。 ・1段目、「関係機関と連携して、ハラスメント防止のチラシ・パンフレットを事業者に配布し、～」に修正。 ・2段目、「職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの防止のため、市職員、教職員に～」に修正。
7	16	女性	「具体的事業」の「女性の暴力被害に対する救済支援の充実」に市営住宅への優先入居が記載されている。住居も重要だが、定期的に相談が受けられる体制も大切だと思う。	「具体的事業」の「相談体制の充実」に記載しています。市としましても、相談が受けられる体制の充実は大切であると考えています。

no.	頁	分野等	ご意見・ご質問	対応
8	20	子ども	「具体的事業」の「人権に関する教育の充実」、「資料や諸帳簿について、指導を行います。」の意味がよく分からない。	「人権教育に資する道徳資料等の配備や実施状況、指導要録等の諸帳簿を確認し、指導を行います。」とします。
9	20	子ども	「具体的事業」の「いじめの防止と子どもの権利擁護」、「学校はいじめられた児童生徒の思いに寄り添い、迅速かつ的確に解消に向けて取り組みます。」に続けて、“加害児童生徒に対する適切な対応をとる”旨を書き加えてはどうか。	「また、加害児童生徒に対し、適切な対応をとります。」を加えます。
10	22	子ども	「事業内容」の上から2つ目、「いじめの防止と対応の充実」、「いじめ発生の未然防止と早期発見・早期対応のための体制の強化を図ります」とあるが、具体的にはどのような体制か。	人権教育や道徳教育等を推し進めるなど積極的な生徒指導を行い未然防止に努めます。また、校内に、瑞浪市いじめ防止基本方針に基づく「いじめ防止・対策委員会」を設置するとともに、日々の観察・アンケート等から、いじめの芽を早期に発見し、組織的に対応します。
11	22	子ども	「事業内容」の上から3つ目、「不登校の未然防止と対応の充実」とあるが、経験から未然防止は難しく、不登校の子が通える場所（適応指導教室等）が重要だと思う。	「事業内容」の「不登校の未然防止と対応の充実」1行目、「教育支援センターにおける適応指導等の充実」に努めます。」とします。
12	25	子ども	“用語解説”の「ひびきあい活動」に「人権教育における行動力の育成を図る」とあるが、「行動力」とは具体的にどのようなことを指すのか。	子どもたちが人権について正しく理解し、あらゆる場面において、自分だけではなく、他者の人権も尊重して行動できる力を指します。
13	27	高齢者	介護現場を担い、支える介護人材の不足といった大きな問題もあります。	下から12行目右端、「介護の担い手の減少等が見込まれます」を、「介護の担い手の減少等が見込まれる中、介護人材の不足が喫緊の課題となっています。また、認知症高齢者については～増加が予想されます。」とします。
14	29	高齢者	「具体的事業」に「シルバー人材センター事業の充実」とあるが、具体的事業に特定の固有名詞を出すことに問題はないか。	「シルバー人材センター事業」についても「生きがい活動の機会の充実」に含まれると考えられるため、具体的事業の「シルバー人材センター事業の充実」は削除し「生きがい活動の機会の充実」の中に含めます。

no.	頁	分野等	ご意見・ご質問	対応
15	43	感染症患者	新型コロナウイルス感染症に関しては、意図的に感染するわけでも、感染させているわけでもない。当指針では、この先10年の方向性等について記載しているが、この間に新たな感染症が発生する可能性もある。感染症に係る人権問題について、県内各自治体首長による『ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言』が出されたが、市独自の取り組みが必要ではないか。	P43～44「感染症患者」の「現状と課題」及び「具体的施策」に記載しています。新型コロナウイルス感染症や、今後発生しうる新たな感染症等による人権問題については、状況に応じ、随時必要な取り組みを検討します。
16	55	用語解説	用語が使用されているページ表記をしてはどうか。	ページを表記します。
17	3	指針改定にあたって	4行目「令和7年度」について。	「令和7(2025)年度」に修正します。
	9	共通項目	下から5行目「平成26年」について。	「平成26(2014)年」に修正します。
	16	女性	「具体的事業」の「女性の暴力被害に対する救済支援の充実」、「市営住宅の～生活基盤の支援します。」について。	「市営住宅の～生活基盤を支援します」に修正します。
	21	子ども	「具体的事業」の「子育てに関する相談体制の強化」、「子育て支援室、幼児園、～」について。	「子育て支援課、幼児園、～」に修正します。
	29	高齢者	「具体的事業」の「ボランティア活動への高齢者の参加促進」、「文化祭など公民館事業の補助など、高齢者も参加できるボランティア活動を計画していきます。」について。	「事業内容」を「文化祭等の公民館事業の補助など、高齢者が参加しやすいボランティア活動を計画します」に、また、「区分」を「継続」に修正します。
	30	高齢者	「具体的事業」の「住民相互で支え合う地域体制の充実」、「『継続できる「地域包括ケアシステム」を推進します』について。	『継続できるよう「地域包括ケアシステム」を推進します』に修正します。
	30	高齢者	「具体的事業」の「住民相互で支え合う地域体制の充実」、「民生委員・児童委員、福祉委員、区、長寿クラブやまちづくり推進組織との連携を強化し」について。	「民生委員・児童委員、福祉委員、長寿クラブ、まちづくり推進組織や区長会等との連携を強化し」に修正します。
47	インターネットによる人権侵害	「具体的事業」の「不適切な情報等への対応」、「市ホームページの適正管理に努め、不適切な情報を発見した場合は、作成担当課に連絡し、ページの修正を指示するなど、速やかに対応します。」について。	廃止とします。 (現在、市ホームページ記事作成時には、複数の職員で内容を確認した上、最終的に掲載責任者である課等の長が、記事が適切であることを公開前に確認・承認する仕組みができているため。)	